平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年11月25日(火)

【開会】 14時30分

【閉会】 16時30分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

 委員長 峪 正人
 委員 高橋 陽子

 委員 中本 賢
 委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 吉崎 静夫

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 髙梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

教職員課担当課長 荒井

生涯学習推進課長 五十嵐

指導課担当課長 山科

指導課担当課長 上杉

指導課担当課長 栗山

指導課担当課長 市川

担当係長 外山

【署名人】 委員 高橋 陽子 委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、吉崎委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時30分から16時30分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 5名)

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様 に許可することでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 8 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第51号は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中本 委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No.1 「叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。櫻井先生につきましては、静岡、また横浜で教員をされたのち、本市におきましては昭和29年に川崎市の教員として採用され、昭和62年に退職されるまでの33年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、南加瀬中学校長に任ぜられてからは、地域を活かした学校教育の根源は地域を愛する心である、を信念に持ち、地域とともに歩む学校づくりに専心するとともに、教育研究会や中学校長会の要職を歴任するなど、中学校教育の発展に多大な功績を残されました。その長年の教

育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。 以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等はございますか。なければ承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

報告事項 No. 2 平成 26年度教員表彰について

【峪委員長】

教職員課担当課長 お願いいたします。

【教職員課担当課長】

報告事項 No.2 「平成26年度教員表彰」につきまして、ご報告いたします。

はじめに、本市の教員表彰制度についてでございますが、学校現場での地道な努力や実績に報い、教員や学校全体の教育力の向上を図る教員の資質向上施策の一環として、平成 16 年度から実施しております。対象者となる教員は、管理職及び指導主事を除く、市立学校の教員で、勤務成績が優良であり、「日々の学校教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者」などを対象としています。表彰選考委員会において、推薦書、予備審査会からの報告などにより選考を行い、表彰者を決定いたします。なお、表彰者の人数は 10 名以下としております。

では、参考資料をご覧下さい。

平成 26 年度の教員表彰につきましては、去る 6 月 23 日に各学校長に表彰候補者の推薦等を依頼しましたところ、小学校より 2 名、中学校より 4 名、高等学校 1 名の計 7 名の推薦がありました。9 月の予備審査会を経て、10 月 21 日に選考委員会を開催し、学校長の推薦書、また、客観的な資料といたしまして、研究紀要や学校内での取組の資料等を検討した結果、参考資料にありますように、小学校 2 名、中学校 4 名、高等学校 1 名の計 7 名を表彰者と決定いたしましたことをご報告いたします。

なお、このことにつきましては、「教育だよりかわさき 103 号 (2 月発行)」に掲載するなど、広く市民に広報してまいります。

また、表彰式及び発表会につきましては、12月25日木曜日、午後3時から教育文化会館 大ホールにて行います。発表会では、初任者研修会の一環といたしまして、表彰された7 名の教員の教育実践や取組内容についての報告を行う予定でございます。

以上で、ご報告を終わります。

【峪委員長】

ご質問等はございますか。

【濱谷委員】

推薦が7名で全員表彰ということですか。

【教職員課担当課長】

毎年何名か表彰されない方もいらっしゃったんですが、今年は様々な情報をいただきまして、この 7 名皆さんが表彰に値するということでご判断をさせていただきまして、今回 7 名全員の表彰とさせていただきました。

【濱谷委員】

小学校が少ないですね。いつもどうなんですか。

【教職員課担当課長】

今年は若干小学校が、例年より少し少なめでございました。

【濱谷委員】

表彰に向けて小学校の方もたくさん推薦があるといいですね。

【教職員課担当課長】

来年度もう少し皆さまに周知してまいりたいと思います。

【峪委員長】

お願いします。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 3 平成 2 6 年度優良 P T A 被表彰団体の決定について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

報告事項 No. 3 「平成 26 年度優良 PTA 被表彰団体の決定について」ご報告させていただきます。

はじめに1ページの「優良PTA文部科学大臣表彰要項」をご覧ください。

優良 PTA 表彰は、PTA の健全な育成、発展に資することを目的に、2の表彰基準にございますとおり、

- (1) イ. 会員の総意を十分反映した運営が行われているか。
- (2) ア. 学校教育及び家庭教育に関する学習活動などが活発に行われているか。
- (2) イ. 地域の教育環境の改善に効果を上げているか。

など、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げている PTA 団体を表彰するものでございます。

2 ページから 3 ページには「優良 PTA 神奈川県教育委員会表彰要綱」を添付してございますが、表彰候補者の推薦基準につきましては、優良 PTA 文部科学大臣表彰の表彰基準と同様の基準となっております。

4ページをご覧ください。今年度は、5月7日に市の優良 PTA 表彰候補団体選考委員会を 開催し、各区 PTA 協議会より推薦のありました計13団体の中から、

- 文部科学大臣表彰 推薦団体2団体
- 神奈川県教育委員会表彰 推薦団体5団体

を選出し神奈川県教育委員会へ推薦しておりましたが、この度、被表彰団体の決定について通知がございましたのでご報告いたします。

平成 26 年度の優良 PTA 文部科学大臣表彰についてでございますが、本市より推薦いたしました 2 団体とも神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、この度被表彰団体として決定されました。被表彰団体は、「宮内小学校 PTA」「枡形中学校 PTA」の 2 団体でございます。表彰式は、11 月 19 日にホテルニューオータニにて執り行われました。

次に平成26年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰についてでございますが、本市から推薦いたしました5団体とも被表彰団体として決定されました。被表彰団体は、「田島支援学校PTA」「南加瀬小学校PTA」「大谷戸小学校保護者と先生の会」「西梶ヶ谷小学校PTA」「東柿生小学校PTA」の5団体でございます。表彰式は、11月14日に神奈川県庁にて執

り行われました。

また、文部科学大臣表彰の表彰式と同時に、社団法人日本 PTA 全国協議会会長表彰式が ございましたが、川崎市 PTA 連絡協議会から推薦されていた「古川小学校 PTA」「金程小 学校保護者と教職員の会」の 2 団体、ならびに個人として、「川崎市 PTA 連絡協議会 前 会長 小原 良様」が被表彰団体及び被表彰者として決定されております。

なお、5ページ以降には、被表彰団体の業績を添付しておりますので、のちほどご参照ください。

以上で、報告事項 No.3の説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ご質問等ございますか。なければ、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 4 第2期川崎市特別支援教育推進計画(案)について

【峪委員長】

指導課担当課長 お願いいたします。

【指導課担当課長】

それでは、「第2期川崎市特別支援教育推進計画」(案)についてご説明いたします。 計画案は資料2でございますが、説明につきましては、概要版を使って御説明いたします ので、「資料1 第2期川崎市特別支援教育推進計画(案)概要版」の1ページをご覧くだ さい。

はじめに、左上の「I 計画策定の経緯」でございますが、現行の推進計画が、平成 26 年度計画期間が終了することに伴い、検討委員会を設置し、平成 26 年 3 月に検討委員会から報告書が提出されました。これを受けまして、平成 27 年度からの本市の特別支援教育の方向性を示す、第 2 期川崎市特別支援教育推進計画を策定するものでございます。

次に、下の「Ⅱ これまでの取組」をご覧ください。現行の推進計画の取組状況を示した ものでございます。

次に、右上の「Ⅲ 計画の趣旨」をご覧ください。本市ではこれまでも、共生社会の実現

をめざし、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生き、共に学ぶことを通して、社会性や豊かな人間性、そして互いを思いやる心を育むことを推進してまいりました。一方で、国においては、以下のような様々な動向が見られ、共生社会の形成に向けた取組の強化が進められているところでございます。このような国の動向や本市の特別支援教育の現状及び課題などを踏まえて、次のように基本的な方向性を定め、囲いにございますように、従来の特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、共生社会の実現に向けた取組として、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な対応を行う支援教育を推進していくため、本計画を策定するものでございます。次に、下の「IV 計画の位置付け等」をご覧ください。これからの特別支援教育の推進に係る方向性について示す計画として、平成27年度から概ね10年間の第2期推進計画を策定いたします。

本計画につきましては、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランの基本理念・基本目標のもと、「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の事務事業「特別支援教育推進事業」に位置づけております。今後の本市の特別支援教育については、その方向性を第2期推進計画で示しながら、かわさき教育プランにおいて教育施策全体の中で進捗管理を行い、推進してまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

「V 現状と課題及び今後の取組」でございます。本計画の内容を抜粋しております。左側にございますように、基本的な方向性として、5 つの基本方針を定め、それぞれの現状と課題、めざす方向性、そして主な取組をまとめたものでございます。

まず、1つ目の「共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築」でございますが、現状と課題にございますように、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める必要がございます。このような状況を踏まえまして、計 3 つの方向性を位置づけ、主な取組といたしましては、「小中学校における交流・共同学習の促進」等でございます。

次に、2つ目の「教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備」につきましては、データにございますように、平成24年に文部科学省が全国の公立の小中学校の担任教員向けに行った調査結果によりますと、小中学校の通常の学級に、発達障害の可能性のある児童生徒の割合が6.5%程度在籍しているという結果が出ております。また、特別支援学級、特別支援学校の在籍児童生徒数を見ますと、いずれも増加しております。こうした中、現状と課題にございますように、通常の学級における支援体制、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場での整備や医療的ケアの推進が求められております。このような状況を踏まえまして、計7つの方向性を位置づけ、主な取組といたしましては、「特別支援教育サポーターの適切な配置」等でございます。

次に、3つ目の「小・中・高等学校における支援体制整備と学校支援ネットワークの充実」 につきましては、2でもご説明いたしましたが、現状と課題にございますように、小中学校 の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小学校では 7.7%、中学校では 4.0%となっております。このような状況を踏まえまして、計 4 つの方向性を位置づけ、主な取組といたしましては、「児童支援コーディネーターの専任化の推進」等でございます。 次に、4 つ目の「教職員の専門性の向上」につきましては、データにございますように、特別支援学級の特別支援学校教諭免許状取得率を見ますと、それぞれ約 3 割程度の状況でございます。現状と課題にございますように、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や障害の多様化などが進行している中、特別支援学校教諭免許状取得率の向上等の特別支援教育の専門性を計画的に向上させることが求められております。このような状況を踏まえまして、計 2 つの方向性を位置づけ、主な取組といたしましては、「特別支援学級等の教職員の専門性の向上」等でございます。

次に、5つ目の「相談や保護者支援の充実」につきましては、データにございますように、新規相談の件数は増加傾向にございます。現状と課題にございますように、特別支援教育に関する相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化、相談内容の多様化・複雑化しております。このような状況を踏まえまして、計3つの方向性を位置づけ、主な取組といたしましては、「就学相談及び就学後の支援の見直し」等でございます。

次に、「資料2」をご覧ください。計画(案)の全体案でございます。後ほどご参照ください。

次に、「資料3」をご覧ください。計画策定までのスケジュールでございます。

今後のスケジュールといたしましては、かわさき教育プランと同様に、1月8日からパブリックコメントを行い、多方面の御意見を反映しましたものを再度計画案として御提示いたしまして、3月の政策調整会議にて御報告をし、その後、第2期推進計画を教育委員会で決定する予定でございます。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

ご質問、ご意見等ございますか。

【高橋委員】

1点確認をしたいんですけど、「特別支援教育サポーター」という単語を使われているかと 思うんですけど、このサポーターというのはどのような人がサポーターになるのか教えて ください。

【指導課担当課長】

今年度につきましては、NPO 法人教育活動総合サポートセンターというところに委託ということでやっているんですけど、まず登録していただいて、その後実際になっている方々については保護者の方でもいいし、また教員免許を取得する予定の大学生等、そういう人

たちがサポートセンターに登録して、そちらのほうでサポーターとして学校に派遣するというようなシステムになっております。

【高橋委員】

それを受けてもう1点確認したいんですけど、特別支援教育サポーターという人とボラン ティアという人がいると思うんですが、その違いを先に教えてもらってもいいですか。

【指導課担当課長】

特別支援教育サポーターは有償になっています。半日単位、4時間ぐらいでお金が出ております。ボランティアというのは全くお金が発生しないものですが、それは各学校で募集したりしていますし、生涯学習センターのほうで特別支援教育のボランティアを養成する講座を行っていますので、そこを受講した方がボランティアとして入っているケースもございます。

【高橋委員】

そうするとお金以外に、サポーターという人とボランティアという人は、例えば特別支援 教育サポーターという人は保護者や大学生などもできますと、ボランティアというのはボ ランティアしたい人ができます、ということだと思うんですけど、お金以外に教育の専門 性の担保といいますか、そのあたりはどういうふうになっているか、先に教えてもらって いいですか。

【指導課担当課長】

あくまでもサポーターもボランティアも、担任の先生であったり、児童支援コーディネーターであったり、学校の正規の教員とチームを組んでいただいて、サポートしていただくということではご一緒かと思います。ただ、特別支援教育サポーターのほうは登録をしていただいて、そこの中で私どもも関わって研修ですとか連絡協議会ですとかそういったところで情報連携をさせていただいているところに違いがあるかなというふうに思っています。

【高橋委員】

サポーターは情報連携しているということですね。じゃあそれを前提に、いろいろ細かいところを見てみたので。このあと協議される教育プランの基本理念というのと、すごく重なっていますので、その中に書かれていることとして、次期教育プランの基本理念をベースにちょっと見させていただきましたというのをまず前提にお伝えしておきます。基本理念に関しては、夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く、ということが大前提で、自主・自立、共生・協働、そして誰もがという言葉が入っていますから、こ

こは特別支援に限らずお子さんであればという前提だということで見返していますので、ちょっと細かい話もありますが、まず本市の現状というところに、これは毎回言っているんですが、追加の記載のお願い、県の、例えば2ページとか4ページに、現状を把握するための数値が入っていて、参考数値でもいいので、川崎市には川崎市に在住の方で県立に行っている方がいるので、その数字を入れていただきたいなと、なぜならこの教育の後に、学校を卒業した後、福祉の支援を受けなきゃいけないとか、いろいろ本庁と局をまたいでいろいろな話をしないといけないとき、全体像がちょっと見えないので。参考でもいいので追加の記載をしていただきたい、後で確認ください。数字がよく、市立の学校のことしか書いていないことが多いので、そこはお願いします。

【指導課担当課長】

今おっしゃっているのは、県立の特別支援学校は横浜市在住の方と川崎市在住の方が通っているんですが、それを含めた数ですか。それとも川崎市在住の方で県立に通ってらっしゃる方ですか。

【高橋委員】

そうですね、今お願いした目的は、川崎市に在住の方で他の状況がどうなっているかが必 要なんじゃないかという目的です。次に、この冊子の中に、一人ひとりの教育的ニーズの ためにひとつの核となるサポートノートの記載があります。様々なところに散らばって書 いてあるんですけれども、その在り方、例えば最初に確認させていただいた特別支援教育 サポーター、特別支援ボランティアは先生と児童支援コーディネーターまたは特別支援コ ーディネーターを核に、お一人の方の教育プランを立てていて教育をしていこうという柱 がサポートノート、特別支援教育推進計画はかわさきサポートノート(仮称)と書いてあ るんですが、このサポートノートの運用のことがこの冊子の中の様々なページに書かれて いて、研修などで運用に乗せていきますということが全体像として書かれています。しか しこれは今までも同じような文言が書かれてきていたと私は認識していまして、今までと 変わらないんじゃないかと思っていて、本当にこれが核となって運用ができないと、教育 的ニーズに対して一連の流れとしてできないと思っていますので、ちょっともう一度見直 しをしていただきたいなと。私がこれを読む限り、未来のプランと今のプランとあまり変 わらないのではないかというふうに見えるので、ちょっともう一度記載を見ていただいて、 実際ここはしっかりこれを核に運用されるのでしょうから、そこは見直しをもう一回して いただきたい。参考までに言えば、48ページの「個別の指導計画と個別の教育支援計画に ついて」の説明図というのがあって、これを参考にするとすごい核となるんですね、サポ ートノートの中にある個別の指導計画と個別の教育計画が、未来、卒業後の福祉の支援を 受ける場合に個別の支援計画に連動しているんですよね。これは局も法律もまたぐ話なの で、この個別の指導計画、個別の教育計画というものの基礎は、次の卒業後の、非常に柱 となるものだと思っているので、非常に大事な、関わる人がたくさんいる中でこれが柱なんでしょうから、という前提を考えると、ちょっとサポートノートの、現在と推進計画の充実性があまり感じられないので、もう一回検討をいただきたいと思います。

【指導課担当課長】

18 ページをご覧いただきまして、現在サポートノートのことについては、私たちの考えているところはこのあたりに書かれております。まず(3)のところには、現状、特別支援学校と特別支援学級におけるサポートノートの作成率が100%になっておりますので、今後はその効果的な活用法、支援計画との連動というお話もありましたけれども、効果的な運用、活用方法につきまして事例収集と研究を行いまして、全市に発信していきたいと考えております。それから(2)をご覧いただきまして、通常の学級に在籍している教育的ニーズのある児童生徒に対しては、教育支援計画サポートノートではなくて、その一部である個別の指導計画、そのお子さんに対してどんな指導をしたかという、教科であったり生活面・対人関係面であってもどういった指導が行われ、それが継続して行われるように、個別指導計画の作成を今後は通常の学級にも推進していきたいということで、書かせていただいております。これに合わせてということで。

【高橋委員】

そうですね。プラス、サポートノートの話はよく出させていただくんですけど、よく作成 率が 100%っていう説明されるんですよね、支援が必要な方に 100%作成率だと。通常のク ラスの支援が必要な方たちにはこれからですよというご説明だと思うんですけど、運用が もっと充実していかないと、作成しただけでは当然のことながら、というか作成して当た り前という、どちらかというと。正直言って作成率を聞きたいわけではなくて、運用のと ころなんですよね、この推進計画のことなので、そういったところが。じゃあ例えばどう いったところに周知していきますという主な取組なども、会議や研修ということがたくさ ん書かれているんですけど、参考までに会議や研修は私はやってきたんじゃないかと思う わけですよ、例えば座学的なところは。じゃあそれじゃ変わらないんじゃないのというと ころも踏まえてもう一回、運用に乗せるためには座学の会議や研修だけでは足りないと、 あまり変わらないんじゃないかという課題を残していると思うので、運用に乗せるための 推進計画、次はそういう話なんだと思いますから、そういう面でもう一回見直しを、プラ スアルファの見直しをして欲しいと思います。23ページですけれども、これも毎回よく出 すところで、いっぱいこの重度化とか多様化という文言がこの中に入っていまして、ここ も今情報の共有ということが大事だということもここに書かれているものの、ここには直 接的に書かれていないんですけれども、センター機能を使ったり、ボランティアを養成し たり、様々な関係機関と連携しますということがここのページには書かれているので、こ れも今の情報共有、一本化という連動している積み上げるということでいえば、1つ核と

なるのは中心となる先生や情報の1つはサポートノートになるのかもしれないんですけど、 そこももう一度お伝えしておきます。そしてですね、ここの中に、例えば(7)と(8) ですね、また職業教育という単語が使われていて、特に(7)に関しましては1行目に「社 会的自立を促進するため」という目的のもと、こういうことをしますと書いてあり、「職業 教育を主とする専門学科を持つ高等特別支援学校を含めた検討をする」と書かれていて、 *11 を見ると「高等特別支援学校」*11 というのが説明されていて、これは何かというと 26 ページの一番下にその説明があります。で、就労に重点を置いた教育課程を設けるものだ ということがその定義に書かれていて、これの(7)というのは、本当に次期教育プラン 「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築くための自主・自立、共生・ 協働」に即しているものなのだろうかというのが、ずっと今まで議論をしてきた中で、ま たこの書き方になるのかもしれないですけど、連動しているのかどうかというところが、 これだけ見るとあまりしていないんじゃないかという疑問も持つのですね。ここはしっか り次期教育プランと、今までの議論の中の、職業教育なんだけど職業訓練であってはいけ ないということと、連動しているんであればもうちょっとそれがわかりやすいように書い ていってくれないと困るんですけれども、やっていただきたいなというふうに思います。 あと、このページ(6)がありますが、スクールバス等の運用のことが書かれていて、こ れはなかなか最近私自身も議論の中で話題にしてこなかったことですが、非常に大事なこ とだと思っていまして、スクールバスの運用の計画作成というのは、非常に複雑化して関 係機関とまたがっているところで、例えばスクールバスが学校から帰ったところを想像し ていただくと、帰る間におうちに帰る人と、スクールバスを降りたら家という人と、スク ールバスのバス停みたいなところで降ろす人と、あと福祉機関に渡す人と、って帰りって 様々違うんですよね。そのときに移乗の問題があるというふうに聞いているんです。移動 で乗るって。例えばお子さんが大きくなってくると、移乗って重いので、例えばその取り 決めが細かくあるんでしょうけど、保護者が移動させるにも乗せるにも非常に大変だと。 あと福祉の本庁で言えば、こども本部こども福祉課担当の配下にある福祉の事業所に引き 渡すということになると思うんですけど、そっちの人たちが人員を配置するのか、スクー ルバスの中で人員を配置するのか、または保護者がやらなきゃいけないのかって、結構複 雑になっているけれども、だんだんお子さんが大きくなってくると、特に身体のほうに課 題があられるお子さんたちの移乗が大変だというふうに聞いているし、うちの近所にも養 護学校がありますので、ここは何かそういうことも少しわかっての、そういった課題が、 ここの現状と課題に書くのかってのもありますけど、件数としては非常に少ないかもしれ ないですけど非常に大事なところなので、もうちょっと書いてもいいのかなと。わからな い人がわかるように書いていただいたらいいかなと思います。最後に、児童支援コーディ ネーターのことが、認知件数のことなのでこちらではないかと思いますが、次の議題でも 同じことを言っちゃうかもしれないんですが、児童支援コーディネーターの効果というも のが、認知件数は次の議題の教育プランのほうに書かれているんですけど、結果それが課

題の解決の可能性が、例えば早期発見・早期解決が二次障害とかを生まない可能性がある、現在生んでいるわけですから、そういうことをもうちょっと書いてもいいのかなと。書けるなら、書けないなら書かなくていいんですけど。その、未来の可能性、現在の課題というのは、結局そういった早期発見・早期解決しなければ、というか児童支援コーディネーター等の機能をやらなければ、この課題というのはもっと膨らむ可能性があるということが、例えば二次障害という課題としてあると思うんですね。でそれに関しては、こっちの特別支援教育推進計画にもうちょっと書いてもいいんじゃないかなと、計画なんですけど現状と課題というのを整理してから未来の計画が書かれているので、そうしないと児童支援コーディネーターの早期発見・早期解決の未来の期待値みたいなものも含めて、知らない人が見たときに、ちょっと細かいようですけど書いたほうがわかりやすいので、そこは文言として課題と解決のところに両方載せていいんじゃないかなということです。以上です。

【教育長】

今、多岐にわたりましてご意見いただきましたけれども、書きぶりでどこまでお応えできるか少し検討させていただいてですね。委員の思いは強く受け止めておりますが、例えばコーディネーターの認知の話はよくお話を伺っていて、おそらく二期的な障害が発生することを防ぐ有効な手立てにはなっているだろうなということがわかるんですけれども、科学的な部分で推論をすることはできても、その根拠が現在まだそこまで至っていないという状況もあると思いますので、どうやって書こうかなという悩みもあるかと思いますので。そういうことなので、いろいろ少し検討させていただいたうえでまた整えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【高橋委員】

少しでも、書くのが難しいということは当然のことながらわかっているんですが、確かこれは、オール川崎で話すときに使うと思うんですよね、でそのときには、説明されるときに少しでも単語とかが入っていると補足はしやすいでしょうし、またいだときにも有効であるということなので、ぜひご検討ください。

【峪委員長】

そうした学術的にというか、一般的にというか、論じられていることなのかどうかということも、公式的なプランに載せる言語として確認しておかないといけない、またそのような言語を使わないにしても、早期発見ということはどういう場合においても大事なことですので、コーディネーターの役割としてそのような表現はあってもいいかということであったかと思います。それでは、この件につきまして承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 5 川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案 (案) について

【峪委員長】

企画課長 お願いいたします。

【企画課長】

よろしくお願いいたします、企画課でございます。それでは、川崎市教育振興基本計画か わさき教育プラン第1期実施計画素案(案)について、ご報告をさせていただきます。

次期教育プラン策定に向けての取組につきましては、平成 25 年度より「次期プラン策定に向けた考え方」の策定をはじめといたしまして、これまでも検討状況を教育委員会でご報告させていただきました。本日は、教育委員の皆さまをはじめといたしまして、川崎市教育改革推進協議会や教職員、保護者、地域の関係者の皆さまなどからのご意見を踏まえまして、ある程度素案の案としてお示しできる形となりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは報告事項 No.5、「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案(案)」の冊子を1枚おめくりいただきたいと思います。

目次でございます。全体の構成でございますが、「はじめに」から始まりまして、第 1 章 の「新しい教育プランの基本的な考え方」、第 2 章の「プランの基本理念及び基本目標」、第 3 章「第 1 期実施計画」、第 4 章「進捗管理の考え方」の 4 章構成となっております。内容等につきましては、本日配布させていただきました、概要版にてご説明させていただきますので、A3 版 3 枚綴りの資料 1 をご覧いただけますでしょうか。

策定の趣旨につきましては、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、策定するものでございます。

プランの位置付け、対象期間、対象分野につきましては、これまでもご説明させていただきましたが、現行プランと同様、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置付け、対象期間は平成27年度から概ね10年間とし、対象分野につきましては教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までに渡る社会教育でございます。また、本市総合計画をはじめ、本プランと関連する計画と整合を図りながら

教育施策を総合的に推進してまいります。

政策体系でございますが、第 1 階層として、概ね 10 年間の計画期間全体を通して実現を目指すものを、基本理念、基本目標として掲げながら、第 2 階層から第 4 階層までの基本政策、施策、事務事業の各階層につきましては、概ね 4 年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化により柔軟に対応できるような政策体系とすることを考えております。なお、第 1 期実施計画につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間とし、第 2 期、第 3 期実施計画につきましては、市総合計画と整合を図りながら定めてまいります。進捗管理につきましては、プランに基づく取組を着実に推進するため、PDCA サイクルにより進捗管理を行ってまいります。また評価につきましては、次年度以降の取組内容の見直し、改善に活用するとともに、広く市民の皆さまに公表してまいりたいと考えております。

それでは1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。プランの基本理念及び基本目標でございます。こちらにつきましてもこれまでご説明させていただきましたように、変化の激しい社会の中で、「誰もが夢や希望を抱き生きがいのある人生を送ることができることを願い、その礎を築く」ことを基本理念として捉えるとともに、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとして、基本目標を掲げていきたいと考えております。自主・自立につきましては、変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと、共生・協働は、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むことでございます。

資料右側にまいりまして、第1期実施計画における考え方でございます。現行の教育プランにおきましては、平成17年度の策定以来、実行計画を第3期まで策定し、様々な教育施策を推進してまいりましたが、今後も引き続き対応すべき課題が残っております。これまでの、本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、多様な主体と連携・協働して、課題解決に向けて計画的に取組を推進するため、第1期実施計画を策定してまいります。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページをご覧ください。第 1 期実施計画の全体像でございます。平成 27 年度から平成 29 年度、3 年間の第 1 期実施計画におきましては、8 つの基本政策と 18 の施策で取組を展開してまいります。恐れ入りますが、素案 (案) の冊子の 14,15 ページをご覧いただけますでしょうか。こちらには、第 4 階層となります 53 の事務事業も合わせて記載されております。資料 1 の概要版 3 ページに記載の施策ごとの主な取組につきましては、施策ごとにこれら第 4 階層の主な事務事業をまとめて記載したものでございまして、特に重点事業につきましては 14 ページ、15 ページの星 (\star) 印のついた事務事業が該当いたします。

それでは本日は、8つの基本政策と重点事業につきまして、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案(案)の冊子と資料1の概要版によりまして、ご説明

をさせていただきます。

概要版の3ページをご覧いただけますでしょうか。初めに、基本政策 I 「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進してまいります。重点事業としては、「キャリア在り方生き方教育の推進」といたしまして、素案(案)の 18ページ、黒丸印のところにございますように、キャリア在り方生き方教育に関する研修の実施や、リーフレットによる啓発、推進協力校における検証など、平成 28 年度からの全校実施に向けた取組を進めます。教師用資料であります「キャリア在り方生き方教育の手引き」や児童生徒のための「キャリア在り方生き方人一ト」を作成し、「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。計画期間の主な取組等につきましては、19ページ「キャリア在り方生き方教育推進事業」の欄を後ほどご参照いただければと思います。

それでは再度概要版 3 ページにお戻りいただきまして、次に基本政策 II「学ぶ意欲を育て、 『生きる力』を伸ばす」でございます。学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健や かな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」 を確実に身に付けることを目指します。重点事業としては、1つ目に「総合的な学力向上策 の実施」といたしまして、素案(案)の23ページにございますように、黒丸印のところで ございますが、総合的な学力向上策として、個に応じたきめ細やかな指導方法や指導体制 の充実、教員の授業力向上、学力の状況の適確な把握と数値目標を有効に活用しての授業 改善、学力向上などを図ります。多様な子どもたちの学習状況に対して、よりきめ細やか な対応を図るため、少人数学級・少人数指導等の取組を推進します。2020年の東京オリン ピック・パラリンピック開催やグローバル化の進展などを背景として、英語教育改革によ るグローバル人材の育成が求められていることから、積極的に外国人と英語でコミュニケ ーションする児童生徒を育成するなど、英語教育の充実を図ります。世界的なハイテク企 業や研究開発機関が数多く立地する国際的な先端産業・研究開発都市である本市の強みを 活かし、子どもたちの科学への興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。 計画期間の主な取組等につきましては、24,25ページにございます、事務事業「教育課程学 習指導に関する事務」「きめ細やかな指導推進事業」「英語教育推進事業」「理科教育推進事 業」の欄を後ほどご参照いただければと存じます。重点事業2つ目として、「中学校完全給 食の早期実施に向けた取組」といたしましては、同じく素案(案)の 28 ページでございま すが、3つ目の黒丸にございますように、中学校完全給食実施に向けた取組を進めるととも に、学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図るなど、様々な経験を通じて「食」に 関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を 育てます。計画期間の主な取組等につきましては、右の29ページ「中学校給食推進事業」 の欄をご参照いただければと存じます。

続きまして、概要版の3ページにお戻りいただきまして、基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育

的ニーズに対応する」でございます。すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校全体で推進します。重点事業といたしましては、児童支援コーディネーターの専任化の推進といたしまして、素案(案)の36ページにございますように、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターの専任化を推進します。計画期間の主な取組等につきましては、右の37ページ「児童支援コーディネーター専任化事業」の欄を後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、概要版 3 ページにお戻りいただきまして、基本政策IV「良好な教育環境を整備する」でございます。「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。また、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進いたします。重点事業といたしましては、「学校施設長期保全計画の推進」といたしまして、素案(案)の 45 ページ、一番上の黒丸にございますように、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境を向上させるために、改築から改修による手法に転換し、計画的に施設整備を実施し、教育環境の改善と長寿命化による財政支出の縮減と平準化を図ります。計画期間の主な取組等につきましては、その下「学校施設長期保全計画推進事業」の欄を後ほどご参照いただければと存じます。

再度、概要版の3ページにお戻りいただきまして、基本政策V「学校の教育力を強化する」でございます。学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。また、ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。重点事業といたしましては、「県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構築」といたしまして、素案(案)の52ページ、4つ目の黒丸にございますように、人事権者と給与負担者が異なるねじれ現象を解消し、より一層、学校の実情に即した教職員の配置を推進していくため、移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の検討や、人事・服務、給与・勤務時間等の制度等について統合の方針の決定など、円滑な移管に向けた準備を進めます。計画期間の主な取組等につきましては、53ページ「県費教職員移管業務」の欄をご参照いただければと存じます。

再度概要版 3 ページにお戻りいただきまして、基本政策VI「家庭・地域の教育力を高める」でございます。各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進め、大人も子どもも学び合い、育ち合う中で、川崎の子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。重点事業としては、「地域の寺子屋事業」といたしまして、素案(案)の 60 ページ、3 つ目の黒丸にございますように、シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子ど

もたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学力向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。計画期間の主な取組等につきましては、右の61ページ「『地域の寺子屋』推進事業」を後ほどご参照いただければと存じます。

次に、概要版3ページにお戻りいただきまして、基本政策VII「生き生きと学び、活動する ための環境づくり」でございます。市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培う ため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。 社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い(「知縁」)を促進し、それが新たな 「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育 成していきます。社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。重 点事業といたしましては、「地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築」といたしまして、 素案(案)の 65 ページにございますように、市民自主学級・市民自主企画事業の開催や、 講座の企画や運営に関わる市民人材の育成など、自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市 民活動に活かすことができる生涯学習を展開し、市民自治の実現を担う人材を育成します。 地域の中での生涯学習活動をより活発化させるため、市民自らの手で学習や活動をコーデ ィネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、様々な市民の 社会参加と知縁づくりを促進します。多文化共生や社会参加促進への取組、市民自治など の学びあい、市と市民、市民相互、地域における様々な主体との協働・ネットワーク、大 学との連携促進などを通して、新しい絆づくりを推進します。計画期間の主な取組等につ きましては、1枚おめくりいただいて66ページ「社会教育振興事業」の欄を後ほどご参照 いただければと存じます。

概要版 3 ページにお戻りいただいて、基本政策™「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開いたします。重点事業といたしましては、「橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組」といたしまして、素案(案)71 ページ、3 つ目の黒丸にございますように、橘樹官衙遺跡群の国史跡指定を目指すとともに、国史跡指定後の保存管理計画、史跡整備計画の策定に取り組みます。計画期間の主な取組等につきましては、72 ページにございます「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」の欄を後ほどご参照いただければと存じます。

基本政策と重点事業につきましては、以上でございます。

続きまして、本日配布いたしました資料2、策定スケジュールです。先ほども申し上げましたとおり、これまで教育委員の皆さまをはじめといたしまして、川崎市教育改革推進協議会や教職員、保護者、地域関係者の皆さまなどからのご意見、また広報誌による意見募集などを行ってまいりました。今後も、本日のご意見や、また11月29日に開催の「かわ

さき教育フォーラム」での意見聴取、12月9日には市議会総務委員会にご報告などを行い、 さらに検討作業を進めまして12月25日の教育委員会において「かわさき教育プラン素 案(案)」としての議案をご審議いただき、素案として決定していただいた後には1月には パブリックコメント手続きを実施してまいりたいと思います。また、パブリックコメント 募集と合わせまして、教職員、PTAの方々との意見交換や、市内3ケ所での市民説明会の 実施を予定しております。そこでのご意見等も参考にしながらさらに検討を進め、本年度3 月末に、次期かわさき教育プランとして策定してまいりたいと考えております。

川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案(案)についてのご報告 は以上でございます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。いよいよ形を成してきました。これまでの取組、ご苦労さまでございました。それでは何か、もうほとんどわかるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【高橋委員】

2点教えて欲しいんですが、策定スケジュールの最後のほうにあった 11 月から 12 月にかけての教職員の意見交換ってどんなふうにやっているんでしょうか。

【企画課長】

各種校長会にご説明させていただいてご意見をいただいたり、教員の方々からご意見を伺 うことなどを行っております。

【高橋委員】

学校の教員のところに?

【企画課長】

主には関係団体の方々からご意見を伺っております。

【高橋委員】

あともう1個は、キャリア在り方生き方ノート試作版という文言が入っていて、これはど んなイメージなのかって、まだこれからですか。

【企画課長】

内容でございますが、現在作成しているところでございます。

【高橋委員】

ではこれからいろいろ詰めていくということですね。ちょっとそのノートに関しては、誰もがってまた大きなところであるので、どういうふうにそのノートを活用しながら、最初研究校とか推進校とかからスタートするんだと思うんですけど、その一人ひとりにどのようにそのノートが活用されるような関わり方をするのかってことも、非常に大事なのかなと思っているので、どのように作るのかなという関心がありまして。また進捗を教えていただければと思います。

【企画課長】

担当にお伝えさせていただきます。

【高橋委員】

追ってで結構でございます。

【中本委員】

改めての話になりますが、地域って言葉がどこを指しているかなんですよね、どの世代の どういう人を思い描いて「地域」とするかです。

それって実は、漠然とした言葉で使われることが多く、例えば一ヶ所、地域っていうのが 具体的に見えてくるものがどこかに入れられるといいと思います。全部変えるということ ではなくて、教育委員会が「地域」をどう捉えているかという根源みたいなところを盛り 込めると、より具体的になるのではないでしょうか。

【教育長】

よくお分かりだと思うんですけど、地域といっても単にエリアを言われるだけじゃなくて、そこにどういう人がいるかという話だと思うんですよね。学校では、学校周辺にお住まいの方個別にお力をいただくこともあるし、組織的なものとして地域教育会議のようなものもあるし、さらに言えば社会教育という視点で広く言えばですね、子ども会組織なども大きな力を果たしているかと思うんですよね、ですからおっしゃるように、組織化されたものと個人の力、それぞれ見ていかなければいけないとは思うんですね。今町内会等も組織率が低下しているようなお話も伺うわけですけれども、地域そのものが組織化されにくくなっている部分がある中で、そこでの教育力を期待するということが難しいのではないかという声が今あるわけですね。それが平たく言うと、地域の教育力が低下しているんじゃないかというような言われ方をするんですが。もともと農村などで共同体組織がもっと強いような状態であったときには、また農村でなくても都市部でも隣近所とそういうお付き合いをするような時代であれば、共同体というものがそこにあったんでしょうけれども、それがやっぱり構造の変化で失われてきているというところがありますので、先にお話し

たように人か組織化されたものをどういうふうに活用するかというところにならざるを得ないんだろうなとは思うんですよね。

【中本委員】

実際の数字を見ているわけではないので、なかなか難しいんですけど、川崎市は他府県の都市と違って、40代人口の比率が多いですね。何か今までにない新しいコミュニティを作るためにも、生涯学習の場が活用され、ゆくゆく学校で活動できるような人材が生まれるといいですね。生涯学習の学びと学校教育の学びがどこかでリンクするような。難しいのは重々わかっているんですけどね。

【濱谷委員】

大きくこの「教育プラン」という中に、もう基本政策ⅥとⅦにしっかりと、家庭地域の寺 子屋事業のこととか、あるいは生涯学習的なこととか、事業をやっていくというものが 2 個も入っているわけじゃないですか。だから、学校での子どもたちの勉強のことだけじゃ なく、大きく全体を捉えて、何しろこの計画の中には入っていると私は思うんです。です から、先ほどもおっしゃっていたように、小学校区が小さな単位で、あと中学校区がある じゃないですか。で小学校区というのは、どこも網羅してすべてのところがどこかに入っ ているという組織といったら変な言い方かもわからないけれども、そこのすべてのところ が、例えば寺子屋のときはこことここが重なり合ったとことか、何かのときにはもうちょ っと広くこっちも重なるよとか、いろいろな組織が重なり合ったりして市内全体をうまく いい方向に持っていけると、あまり進んでいないところも引き入れるとか何かそういうこ とで、大きな計画はこれで立てられたので、具体的なそういうプランをやりながら重なり 合うところで引き込んでいくような、全体の社会を巻き込んでいく、といったら変な言い 方だけど、子どもを学校に入れていない人も小学校区の中に入っているわけだから、そう いう人たちも入り込んでもらうような事業も、例えば文化財とかいろいろあるわけだから、 皆さんがどこかの部分で関わってくれるようにしていけるといいなと思うので、大きなプ ランは書き方がいろいろあるかもわからないけれども、読み取ればいろいろなことが読み 取れるという形で、抜けているところはもちろん入れなければいけないかもわからないで すけど、きちんと作られているなと思いながら私は聞いていたので、思いをいろいろ出し てもらって重なるところでみんなを巻き込めるような事業を、もうちょっと作っていける といいのかなと思います。

【高橋委員】

ではプラスアルファで。今地域が、これからやっていく中でもじゃあどういったのを地域 とかコラボレーションしていくということが出てきたときに、例えば基本政策VIで、こっ ちの細かいほうの冊子なんか、家庭・地域の教育力を高めるというテーマの中で、構造の 変化という現状把握のところに、共働き世帯が増えていますよということが書かれている んですね。じゃあそれも地域なんだけれども、保護者を巻き込んでいかないといけないと きに、政策目標がそのあと書いてあるんですけど、今までの共働き世帯が前より増えてき たということは、今までの発信や双方向の情報共有というやり方では、なかなかそれを共 有できないというふうに私は思っていまして、例えばいろいろなパブリックコメントの件 数とか結果とかを見ても、なかなか難しいと思うんです。だから、プラスアルファその、 確かに私も市民自主学級とかもやっていますから、その大事さもわかるけれど、もうちょ っとその情報の発信の中では、やっぱり ICT の活用というのを、例えば SNS を使うとかそ ういうものっていうのは、これはやるにあたって、行かなきゃできない学級だけじゃなく て、そこに行く前にその情報すら取っていないのであれば、いろいろやれますよね。動画 で発信したり SNS といったっていろいろソーシャルネットワークシステムがあるわけだか ら、そういうものも積極的に発信をするということも、この6番や家庭・地域の教育力を 高めたりといろいろやる中で、もう 1 つかまさないといけないだろうというふうに思いま す。例えば、今動画なんて簡単に、映像のセキュリティの面とかあるかもしれませんが、 例えば you tube などで発信したら、仮に行動パターンでいうと、働いていた人だってお子 さんがいてもゆっくりした後それをゆっくり見る、インターネットがあれば見ることがで きるんですよ。意外とリアルに見れたりするので。それだったらやってみたいなって思う のって、ちゃんと情報が届いて初めて行動に意識も、いろいろな角度で発信をして変わっ ていくと思うので、そこらへんは追加をしていただけたらいいなというふうに思います。 地域のところ、運用に乗せるためということだと思うんですけど。それとはまた別で、い ろいろ基本政策 V とかで「学校の教育力を強化する」とか、基本政策 II で「生きる力を伸 ばす」というところなどに、先生たちの配置などのことが政策で書かれているかと思うん ですけど、例えばこの冊子の24ページの真ん中へんに習熟の程度にあわせてきめ細かい指 導を少人数学級の推進云々と書かれていて、すでにその非常勤の先生の配置って結構限定 した書き方をされていたり、一方で財政の移譲で53ページの真ん中あたり、教職員の質の 向上の施策の中の教職員の定数配置業務というところのこういうことやりますよという人 員計画などをいろいろ実施していきますよ、とこちらで書いてあるので、例えば今までの 議論ではなく、違うところの議論の中で、その正規の先生や臨任の先生、非常勤の先生の 課題のあたりや、先生の真ん中の層がいないから未来やりながら育てていくというような 課題の背景を考えますと、この辺は24ページなどはあまり非常勤ということを限定せずに、 それは配置の戦略的な人員配置というのはどうなるかわからないわけで、書いといていた だいたほうがいいんじゃないかなと。24ページでは非常勤と限定しているんですけど、53 ページではいろいろ戦略を書くわけだから、どうなるかわからないわけですよね。わから ないと。なので、戦略的にいろいろ計画をされて育てていくわけなので、それはちょっと そういうふうにしたほうがいいと思います。あと、先ほどこの前の議論で特別支援のこと をやりましたので、支援教育のところは連動して、特に就労の話もこちらに書いてありま

すから、ここはぜひお願いいたします。

【峪委員長】

他に何かありますか。

【生涯学習部長】

先ほど中本委員がおっしゃられた、「地域」をどこかに入れられないかというお話ですが、私どもそういう社会との接点という部分で政策を起案する部署なんですけど、私どもの立場といたしましては、55ページの基本政策VIというところで、上のほうにですね、「生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となる」と。「各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学びあい、育ち合う中で、地域の一員として主体的に活動して行く力を培うための環境の醸成に取り組む」ということで、生涯学習的にはここを「地域」に折り合わせているつもりでございます。ただ、教育委員会全体でどう考えたといわれるとちょっと。

【中本委員】

いや、このままだと思います。十分読みとおしました。

【生涯学習部長】

ここはかなり議論して入れたところでございます。あと、高橋委員がおっしゃられた SNS の利用とかそういうことを入れたらどうかということでございますが、それは十分承知しておりますが、ただここにぶら下げている事業の中で、やっていきたいと思っておりまして、あえてここには載せていないというふうにご理解いただければと思います。

【高橋委員】

わかりました。あともう1点、基本政策IIの「生きる力を伸ばす」の中に、こっちの冊子で言えば30ページ、教育の情報化の推進って今ちょっとSNSの話が出ていたので、これはいろいろな教育学力向上等の中のICTの利活用と書いてあるんですけど、今後教育教材の研究なども含めて考えたときに、私なりの認識では、総合教育センターの中に遠隔操作などを活用したソフトを導入されているというのが、ホームページの中で公開されていたと思うんですけど、例えば未来、ICT機器、ICTを活用したいろいろな教育の教材等の充実や研究も含めて、今多分、遠隔操作の機能はあるけどなかなか活用できていないというのがあるんじゃないかなということがありますから、この情報化の推進というのを載せるのであれば、例えばそういった機能があるとセキュリティ面の課題はあるものの、教材一括管理みたいな、例えばICT系のソフトの教材がいいものがありますよということであれば遠隔操作でぱっと出せるとか、そういう運用ができますから。それがここであまりちょ

っと読み取れなかったので、その研究や導入の検討とかは入れておいていただくといいのかなと思います。実際、今多分ソフトは入っていて、そんなに運用上逆に、それを運用すると例えば今までエンジニアが何かあったときに学校に移動したりするようなことがあったものが、もうちょっと効率よくできるような可能性というのが出てくるし、もっとスムーズな導入などもできるんじゃないかなと思うので、ちょっと調べていただいて、このページがあるので、追加記載していただければと思います。検討いただきたいです。

【企画課長】

お調べさせていただきます。

【中本委員】

考えまとまりました。地域と学校の部分だけですけど、やっぱり鍵が閉められている学校の中で授業が行われているというところに、ギャップを感じてしまうんですね。ですからプランとして、ここからまとまっていくときに、この中で謳われる地域というのが、その地域の共稼ぎ世帯なのか、それとも隠居なさった方なのか、それとも商店街の皆さんなのか、何かもう少し具体的に想像しながら書かれてみたらいかがでしょうか。何か 1 行増やすとか 2 行増やすという作業ではないと思います。以上です。

【教育長】

地域の教育力をいったときに、学校と地域の関係で見るか、地域とその地域に住んでいる 子どもと見るか、地域というのは具体的にはそこに住んでいる人がいるわけでしょうけれ ども、昔的な話をするのはおかしいのかもしれませんけど、今地域の教育力が低下してい ると言われることの逆を言えば、昔は地域の中で、例えば子育てといえば、知らないおじ さんも叱る存在であったし、また褒めてくれる存在でもあったということで、ある小さな 自治会の中で親同士のつながりがもっと密だったので、子どもも平気で叱られるというの もあったと思うんですね。ですから、何か学習的なものを指導するということよりは、そ の中で正に社会性のようなものが育まれるような素地が、地域そのものが持っていたと思 うんですね。おそらく地域の教育力が低下したというような言い方をされる方は、そうい う要素が薄れてきたねというような感じもあるんじゃないかというふうに思うんですね。 地域の寺子屋事業というのが、学習支援と世代間交流と体験活動という形でやっています けれども、それが単に子どもたちがどういうふうに育つというだけではなくて、もう一回 地域の人たちが、自分たちの子どもたちの成長に責任を持つ立場であるんだよね、という ことを、もう一回自覚するような形になって、学習支援が入り口になるかもしれないけれ ども、もっと地域の子どもたちをそういう目で見ていこうじゃないかというふうに広がっ ていけば、今期待されるものに応えていくのではないかと思うんですね。例えば、防災の 話から、地域の中学生などが大変貴重な力になるだろうというようなことを言われている

んですが、じゃあ自分の地元でどこに中学生がいて、あるいはその中学生と話をしたことがあるのかといえば、おそらくない方のほうが多いだろうと思うんですね。ですから理想はいろいろ言われているんだけど、やっぱり子どもたちと地域の関係性というものは作っていかなきゃいけないし、その橋渡しとして学校が果たす役割もきっとあるんじゃないかというふうに思うんですね。様々な要素を持ち込みながらの話になりますけども、そういうことで地域の中で子どもたちが育っていくし、またその中で小学生・中学生それぞれの世代で、自分たちが地域貢献できることはないかと、そんなふうな意識を高めていくということが、ここでの将来的に大きな目指すところなんじゃないかと、私は思っております。

【濱谷委員】

そんな中で、大人も居心地のいい関係ができて、自分なりの居場所も見つかったりして、 大人にとっても、子どものいない人にとってもいい地域に、私はなっていくんじゃないか なと。子どものため、子どものためじゃなくて、地域全体が安全で安心なとってもいい地 域になっていけばいいかなと思います。

【高橋委員】

すみません、それで、地域って例えばうちにも小学生が二人いるんですけど、例えば学校だけじゃなくて、公園がありますよね、公園に行っても、ボールが入っちゃっても、セキュリティのあるマンションが多くて取れないんですよ、ということがよくあるんです。例えばそれでも、細かいんですけども、何号室に入ってるかわからないから手当たり次第、こちらから見るとセキュリティが家のほうが高いので、どこにボールが入ったのかわからないということがある、またそれに対しても、隣の公園のマンションなんだけれども、ボールが入っちゃったことに対する、もうそれだけで不快感というか、実際に本当にそういうぐらいまでに今いっちゃっている中、その中心人物は学校であったとしても、ちょっとそれだけでは、確かに学校が積極的に関わるということもそうなんですけど、働きかけということであれば、その自治力という言葉も使われているので、町会とかいうことになってくるわけですよね、実際にそういう場合は、学校の先生が学校の中の地域っていったときに、校長先生とかが積極的にそういう地域を回ってたりするんですかね。ちょっとイメージがぜんぜん沸かないので、実際そういうことがよく起こると、うちだけに限らず。

【教育長】

今は委員長もお分かりだと思いますが、学校の管理職は町内会とは非常緊密な関係を保と うとしていますし、今でこそ門は施錠はされていますけれども、ただ従来に比べれば学校 と地域の関係性は高まってきている、かなり高まっているという現状ではないかと私は思 っています。

【高橋委員】

一時期よりかは、そういう積極的に回っているという感じですかね。

【教育長】

地域性もありますよね。そういう関係を取りやすいところとそうでないところもあるでしょうし。具体的なお話はできませんけれども、そういうところですね。

【峪委員長】

だいぶ話をしたと思います。何かさらにありますかね。皆さんよろしいでしょうか。それでは、報告事項 No.5 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 6 平成25年度市立小・中学校における児童生徒の問題行動等調査結果について

【峪委員長】

指導課担当課長 お願いいたします。

【指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。10月16日に全国的な報道がございましたので、この直前にこの教育委員会のほうでもご報告させていただきましたが、正式にもう一度見直して最終的にこの委員会の中で報告させていただきます。ちょっと変更になったというか、我々のほうでデータを見直したところで何点か訂正がございましたので、それを申し上げます。2ページですが、不登校の概要の中の、上から10行目で、実際の不登校児童生徒数は「前年度の248人から34人」と前回なっていたのですが、44人ですので、ここは直っていますので44人減少したということでございます。もう1点なんですが、11ページの「(5)不登校になったきっかけと考えられる状況」の2段目です。「いじめを除く友人関係をめぐる問題」というのが、前回お持ちしたのが13.4%だったんですが、14.2%が正しいということで訂正してございます。その2点でございます。状況については、前回お話させていただいている内容と変わりございませんので、暴力行為等については非常に減少傾向にござい

ます。特に中学校のほうでの暴力行為の減少が著しくなっております。続いて、いじめについても、認知件数、児童支援コーディネーターとの関わり等もございまして、非常に認知は増えておりますが、解消率、あるいは改善率ということで見た場合は、99%を超えているということで、ほとんどのいじめ事案についても良い方向での改善が進んでおります。最後の不登校についてですが、前回ご報告したように、不登校については今回やや増加してしまったということもございますので、先週の金曜日に、指導課区担当、教育相談センター、カリキュラムセンターで不登校対策チームを立ち上げまして、今後不登校については、よりきめ細やかにデータを分析しながら、実際にどのような取組ができるかということで、対応のほうをより強化して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【峪委員長】

前回の話の通りですからね。何かありますか。不登校対策チームは、今日新しい話ですよね。

【指導課担当課長】

まだこんな成果が上がったというところまでいってないんですけれども、前回のお話もございましたので、我々もすぐ対応していきたいということで、いろいろな関係部署と集まって1回目出させていただきました。またご報告させていただきます。

【峪委員長】

いじめは解消率 99%、不登校も 99%になりますかね。不登校は難しいですかね。どうですか、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No.7 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について」ご報告いたします。

こちらは、住居表示の実施に伴い、学校の位置の表示が変更される場合に必要となる改正 条例の市議会提出原案の作成について、10月に教育長が専決した案件でございます。

こちらは、住居表示の実施に伴い、実施区域内の市立学校の位置の表示を変更するために 行った「川崎市立学校の設置に関する条例」の一部改正でございます。

改正の内容でございますが、2ページの「川崎市立学校の設置に関する条例」新旧対照表をご覧ください。この条例の別表第1の末長小学校につきまして、「高津区末長 1,705 番地」を「高津区末長 3 丁目 8 番 1 号」に、別表第2の東高津中学校につきまして「高津区末長 1,274 番地 7」を「高津区末長 4 丁目 1 番 1 号」に、それぞれ学校の位置の表示を改めるものでございます。

1ページにお戻りいただき、附則でございますが、住居表示の実施日に合わせて施行日を 平成 26 年 10 月 20 日と定めております。こちらの条例につきましては、市長の専決により 条例を制定し、公布、施行されております。3ページ以降に関連資料を添付しておりますの で、後ほどご覧ください。なお、本日から開催されております平成 26 年第 4 回市議会定例 会におきまして、「市長の専決処分の報告」として報告されております。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

7 議事事項 I

議案第50号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、生涯学習推進課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第50号「川崎市市民館規則の一部を改正する規則」の制定について、ご

説明申し上げます。

はじめに、2ページをご覧ください。制定理由でございますが、「幸市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。「川崎市市民館使用規則」の新旧対照表でございます。この規則は、川崎市の市民館の管理及び運営について必要な事項を定めるために制定されたものでございます。別表では、市民館設備の使用料を定めておりますが、幸市民館の設備として、新たに液晶プロジェクターが設置されることとなったため、その使用料を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、「この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

引き続き、この度の改正につきまして、生涯学習推進課長よりご説明申し上げます。

【生涯学習推進課長】

補足説明でございますけれども、はじめに「規則改正の経緯」でございますが、幸市民館では、これまで液晶プロジェクターを保有していなかったため、市民から利用の希望があった際には、総合教育センターの液晶プロジェクターをお使いいただいておりました。しかし、照度がホールでの使用には耐えなかったため、会議室等でのみの使用となっておりましたので、ホールでの使用にも十分に対応できる能力をもった液晶プロジェクターを購入し、ホールの付帯備品として市民に貸し出すこととし、川崎市市民館使用規則を改正するものでございます。

次に、使用料につきましては、中原及び麻生市民館に導入いたしました事例から1回1,500円としたところでございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、 川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださる ようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。 報告事項 No.8 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第51号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員及び川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱等について

【峪委員長】

指導課担当課長 お願いいたします。

【指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。この綴りの2枚目、3枚目に、成立した条例をもう一度添付させていただきました。10月10日の市議会で成立、10月15日公布ということでございます。3つの附属機関を作るという中で、1つ目のいじめ防止対策連絡協議会といじめ問題専門・調査委員会は教育委員会の附属機関ということになりますので、本日その委員について見ていただければ、ということでご報告させていただきます。

それでは1枚目にお戻りください。いじめ防止対策連絡協議会の委員につきましては、条例の中で25人以内ということになってございます。基本方針等で例示されている関係機関等をすべて入れさせていただきました。国のほうは、横浜地方法務局川崎支局、県は神奈川県警少年育成課、川崎市方面の担当をしていただいております。続いて市のほうの機関として、オンブズマン事務局、こども家庭センター、いわゆる児童相談所の担当者となります。続いて5番から8番までが、4校種の代表の校長先生となります。続いて9番から13番までが、教育委員会事務局のほうから委員として入るメンバーということで、13人で

スタートさせていただければと考えております。こちらについては、第 1 回を来年 2 月 6 日 (木) に開く予定になってございます。

続いてもう 1 つの附属機関でございます、いじめ問題専門・調査委員会につきましては、 条例のほうで 5 人以内となってございます。ついては、これも例示されておりました法律の関係者、医療の関係者、あと学識経験者ということで今回 3 人でスタートさせていただければと思います。法律関係者としては、松本弁護士、こちらについては教育委員会の顧問弁護士のほうをしていただいております。2 人目の張先生、帝京大学医学部の精神科医のドクターでございます。22 年度の南菅中の報告書をまとめさせていただくときに非常にご尽力いただきまして、我々にご指導くださいました。3 番目の岡田教授でございます、こちらのほうは現在の勤めておられるところで、それ以前横浜国大のほうの教授をされておりました。長く総合教育センターの専門医もされていただいて、インターネットのいじめ等や児童・生徒指導、データ処理という面において非常に詳しい方でございますので、この3人を報告させていただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

はい、それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもちまして終了いたします。